

施策評価シート(平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成 23 年 6 月 29 日

施策	5	低所得者の自立支援	主管課	名称	町民福祉課	関係課	子育て健康課(健康推進)
				課長	関 章二		

施策の目的	対象 (誰、何を対象にしているのか)	対象指標名	把握方法や定義など		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見込み	
		①生活保護が必要な世帯	被保護世帯数	低所得者のうち生活保護が必要な世帯の把握		世帯	74	74	69	65	70
	②生活保護費受給者	被保護人員数	生保受給世帯のうち被保護数の把握		人	87	85	82	77	75	
施策の目的	意図 (対象をどういう状態にするのか)	成果指標名 (意図の達成度を表す指標)	設定の考え方	把握方法や定義など	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度目標	
	①最低限度の生活が出来るようにする。 ②経済的に自立してもらう。 ※最低限度の生活とは、生活保護による生活のことをいう。	①生活保護率	直接的な指標		生活保護率=被生活保護人員数/人口×1千人 沼田保健福祉事務所データによる (県のHP(毎年10月公表)により把握)	%	3.8	3.9	3.8	3.5	3.8
		②新たに生活保護になった世帯数	必要な世帯に生活保護を受給してもらうことで、最低限度の生活を確保できたと考える。			世帯	22	10	10	7	10
		③生活保護から抜けた世帯数	直接的な指標		※「経済的に自立」とは、県の廃止理由のうち「働きによる収入の増加・取得」「社会保障給付金の増加」に該当するもの	世帯	14	19	14	16	15
		④経済的に自立して生活保護から抜けた世帯数	直接的な指標			世帯	2	3	3	3	3

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	<p>①相談の機会や支援制度を活用し、助言によって生活の安定をめざす。</p> <p>②生活保護にならないようにできる限りの努力をする。</p>	<p>1)町がやるべきこと</p> <p>※町村には生活保護の許認可権限がないため、町の業務は経由事務のみ。県との綿密な連携が必要。市は権限を保有。</p> <p>①県福祉事務所と民生委員・児童委員との連携により生活保護制度の適正な運用に努める。 (生活困窮者の把握と調査は町の民生委員等が行い、本人が申請する場合は県に仲介する。その後、県福祉事務所が生活保護の資格調査と認定判断を行う。町は県調査に同行する)</p> <p>②被保護者や低所得者の生活自立を支援する。 (被保護世帯については県が月1回訪問指導を行う。民生委員は低所得者に対して自立支援を行う)</p>

1. 施策の成果水準とその背景・要因		
1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）	2) 他団体との比較（近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）	3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）
<p>①生活保護率は平成21年度3.8%、平成22年度3.5%である。生活保護受給世帯数は平成21年度69世帯から平成22年度65世帯と減少、生活保護人員は82人から77人と減少している。保護率は微減となっているが、実態は横ばいといえる。</p> <p>②新たに生活保護になった世帯数が平成21年度の10件から平成22年度の7件に減少しているが、生活保護認定の判断において、まず指導を実施してから認定を行うなど、判断を厳しく行うようになってきているためと考えられる。</p> <p>③生活保護から抜けた世帯は平成22年度に16世帯、そのうち経済的に自立して抜けた世帯は3世帯であり、平成21年度から横ばいである。みなかみ町では、景気の悪化の影響が現状ではあまり顕著には表れていない。</p>	<p>①平成22年度の生活保護率は利根郡内の町村平均が2.9%、片品村2.2%、川場村2.0%、昭和村1.7%であり、みなかみ町は3.7%と高い水準にあるが、県平均の6.4%と比較すると低い。生活保護世帯は比較的就業機会のある都市部に多く、近隣町村に比べるとみなかみ町は温泉地があることが要因と考えられる。地区別にみても温泉地である水上・新治地区に多い。</p> <p>②リーマンショック以降の経済の低迷で、全国的に生活保護受給者世帯が増えている（県内受給者が10年間で8割増 6月29日 上毛新聞）なかで、みなかみ町の受給者数は減少している。</p>	<p>①働きたくても働ける職場が少ない</p>
2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向
<p>①平成22年度は生活保護を受けているひとり暮らしの高齢者2名（2世帯）を老人ホームに措置入所し、生活保護を廃止した。また、稼働収入、障害年金受給、自ら辞退するなど3世帯が経済的に自立した。</p> <p>②民生委員による訪問を通じて、新たに7世帯について生活保護を開始した。生活保護に認定された世帯に対して、保護費が支給されている。また低所得者の生活相談については民生委員が対応している。</p>		<p>①生活保護対象者は高齢者が多く、死亡等による廃止はあるが、全体的には高齢化にともない増加することが予測される。また、近年の景気の悪化及び観光客の減少による観光産業事業者の雇用情勢が悪化や無年金世帯の増加などにより、低所得者が増えることが予想される。保護が必要な世帯に対しては、漏れのないように把握と支援を行っていくことがさらに重要になる。</p> <p>②諸事情により就業できなくなった保護世帯に対しては、保護理由となった諸事情の解消と就業に向けての支援を行い、高齢者の保護世帯に対しては適切な保護や措置を行っていく。生活保護の理由としては病気、障害等が多く見受けられる。</p>